

## 第4回 人と動物との共生推進のための連携協議会 議事録

### ▽日 時

令和4年12月1日（木曜日）19：00～21：00

### ▽会 場

世田谷区役所 ブライトホール（第3庁舎3階）

### ▽出席者

柿沼委員長、濱野委員（オンライン参加）、藤井委員、鈴木委員、田矢委員、金木委員（オンライン参加）、田島委員、濱田委員、田中委員、有馬委員、望月委員、向山委員（欠席：玉野委員、河野委員）

### ▽事務局

世田谷保健所副所長、世田谷保健所生活保健課長  
世田谷保健所生活保健課生活保健担当

### ▽次 第

#### 1 開会

#### 2 挨拶

#### 3 報告事項

- （1）共生推進プランに関する区民意見募集及び区民ワークショップの実施状況について
- （2）世田谷区人と動物との共生推進に関する活動について

#### 3 協議事項

- （1）世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン改正案について
- （2）その他

#### 4 スケジュール（予定）

#### 5 閉会

### ▽資 料

資料1-1 共生推進プランに関する区民意見募集及び区民ワークショップの実施状況について

資料1-2 区民意見及び区の考え方について

資料1-3 区民ワークショップ発表内容

資料2-1 世田谷区人と動物との共生推進に関する活動について

資料2-2 世田谷区動物連絡員制度について

資料3-1 世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン（第2次）の案について

資料3-2 世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン改正案（概要）

資料3-3 世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン改正案

資料4 スケジュール（予定）

参考 第3回 人と動物との共生推進のための連携協議会 議事録

## ▽議事

### ○松本副所長

皆様こんばんは。本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、第4回世田谷区人と動物との共生推進のための連携協議会を開催させていただきます。私は前回に引き続きまして、本日の全体の進行役を務めさせていただきます。世田谷保健所副所長の松本でございます。どうぞよろしくお祈いします。

本日は、会場にお越しの委員の方、それから画面にいらっしゃいますとおり、オンラインで参加の委員の方もいらっしゃいます、ハイブリッドでの会議となります。また、傍聴の方が今回いらっしゃいます。傍聴の方におきましては、事前にお送りさせていただいております傍聴に関する注意事項をお守りいただきますようお願い申し上げます。

なお本日の参加委員は12名となります。玉野委員と河野委員からは本務により欠席の旨の連絡を受けております。どうぞよろしくお祈いいたします。初めに事務局より、配布資料の確認をさせていただきます。

### ○佐藤課長

事務局の生活保健課長、佐藤でございます。本日はよろしくお祈いいたします。

配布資料の確認をいたします。本日の資料ですね、資料1から4までになります。

一番上に次第、A4片面1枚のものでございます。続きまして資料1-1、共生推進プランに関する区民意見募集及び区民ワークショップの実施状況についてになります。こちらはクリップ留めになりまして、ピンク色の紙が一番上についているものでございます。続きまして、クリップ留めを外していただき、資料1-2になります。世田谷区人と動物との情報をまとめた共生推進プラン第二次素案への区民意見及び区の考え方について。それから資料1-3、こちらが区民ワークショップ発表内容、カラーのA4の横で作ってあるものになります。続きまして資料2になります。資料がまとめてクリップ留めとなっております、一番上が資料2-1、世田谷区人と動物との共生推進に関する活動についてという白い紙でございます。続きまして資料2-2、こちらが世田谷区動物連絡員制度について、A4の横、黄色の紙、ホチキス留めのものになります。それから資料3-1。クリップ留めて資料3が止まっておりまして、世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン第二次案について、黄緑色の紙になります。こちらはA4両面刷りになっております。続きまして資料3-2、世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン第二次案概要、こちらがA4横、カラー両面で刷ってあるものになります。それから資料3-3、世田谷区人と動物との調和のとれた共生推進プラン改正案。ホチキス留めのものになります。最後に資料4、スケジュール（予定）。白い紙、A4横で表になっているものになります。それから参考資料ということで、前回第3回で人と動物との共生推進のための連携協議会議事録になります。

これで資料すべてとなります。不足の資料がございましたら、挙手でお知らせいただけますでしょうか。大丈夫でしょうか。ありがとうございます。資料確認は以上でございます。

○松本副所長

それでは続きまして、次第2のご挨拶の方を委員長の柿沼先生よりお願いできればと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○柿沼委員長

はい。日本獣医生命科学大学の柿沼でございます。代表してご挨拶申し上げます。本日はお忙しいところ、第4回世田谷区人と動物との共生推進のための連携協議会にお集まりいただきましてどうもありがとうございます。

前回から5ヶ月経っておりますけれども、皆様いかがお過ごしでしょうか。コロナも相変わらず猛威を振るっており、また、ウクライナの情勢も不安定ということで、何かと不穏な世の中だと思いますけれども、今日ここでは皆さんとその次世代のために、しっかりと世田谷区で人と動物との共生がどういうふうに図られるべきかということ話し合っていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

前回から5ヶ月の間に、世田谷区、人と動物との調和のとれた共生推進プランの改正素案についての区民の意見募集及び区民ワークショップの実施がなされました。2回行われた区民ワークショップは、子どもたちの話し合い、そしてそれを受けて、大人の方々に話し合ってくださいということで、非常に熱のこもった話し合いができたのではないかと考えております。私も拝見させていただき、皆さんの意見がたくさん出てきたことをとてもうれしく思いました。いよいよ共生推進プランも案になり、その協議が本日のメインとなります。委員それぞれの専門分野から意見交換が行われることを期待しております。委員の皆様とともに、世田谷区が進める地域における人と動物の調和のとれた共生社会の実現に向けて、本協議会での議論を実りあるものと思えばと思っております。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

○松本副所長

ありがとうございました。それでは、次第3、報告事項に入りたいと思います。限られた時間ですので、委員の皆様には会議の円滑な進行にご協力をお願いいたします。ここからの議事進行につきましては、柿沼委員長をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○柿沼委員長

わかりました。それでは次第3、(1)共生推進プランに関する区民意見募集及び区民ワークショップの実施状況について、事務局の方から説明をお願いいたします。

○佐藤課長

ありがとうございます。事務局の佐藤でございます。

それでは資料1-1、共生推進プランに関する区民意見募集及び区民ワークショップの実施状況について、概要をご報告させていただきます。

資料1-1、ピンク色の資料をご覧ください。1、趣旨について。共生推進プランの改定にあたり幅広く、区民の意見を聴取し様々な立場からの意見を反映するため、区民意見募集及び区民ワークショップを実施いたしました。2、区民意見募集の実施と主な意見について、(1)実施方法については、区のおしらせ「せたがや」を始め、記載のとおり様々な方法で周知を行い、10月15日から1ヶ月間、区民意見を募集いたしました。(2)、主な意見ですが、提出件数は31件いただきました。共生推進プランの存在を初めて知ったという意見等もございました。また共生推進プランに関する賛意ですとか、或いは、このようなことをしたらいいのではないかというようなご提案、ご意見をいただいているというところがございます。詳細については資料1-2に記載のとおりとなります。1-2がホチキス留めの資料になりまして、1枚目にご意見の数字と項目が書いてあって、31件ですね。2枚目以降に、字が小さくて大変恐縮ですが、プラン全般についてですとか、項目ごとに意見及び区の方考え方を掲載しております。

それから資料1-1に戻りまして、3、区民参加のワークショップの実施と主な意見でございます。

(1)実施方法については、第1回目は子どもの会として、全区立小学校や、関係者に周知し、小学校5・6年生18名の児童が参加いたしました。第2回目は成人の会として、区のおしらせ「せたがや」や、出張所・まちづくりセンターでのポスター掲示等で周知を行い、10名の方が参加いたしました。裏面をご覧くださいませでしょうか。(2)主な意見としましては、子どもの会では議論を始める前に、区に寄せられる飼い犬や飼い猫に関する困り事を紹介し、各グループがそれに対して、どのような社会をつくれれば望ましいのかというような議論を行い、理想の未来図を考えるというワークショップを行いました。詳細については、資料1-3、こちらのカラーで刷ってあるものの右下ページ番号1から8までとなります。各課題に対しまして、こちらの資料がございますように、例えばめくっていただくと、4ページのところですね。3班、それから2ページが1班ですね、という形で、それから6ページが4班というような形で、それぞれ様々な提案がございました。2週間の方に実施した成人の会、こちらでは子どもの会が出た提案をベースとして、人と動物がともに生きる社会について、実現するために必要なことをラベルワークにより議論を行いました。詳細については資料1-3の右下ページ番号9と10となります。いずれのグループでも区民に対して動物についてや、行政やボランティアの取組みに対する正しい知識を普及啓発することが重要であるというような、結論が主体となっております。報告は以上でございます。

#### ○柿沼委員長

ありがとうございました。では、委員の皆様から、今報告があった区民意見募集と区民ワークショップでの意見についてご感想をいただければと思います。まずは、外部委員の皆さんから順次お願いで

できればと思いますので、濱野委員、お願いできますでしょうか。

○濱野委員

本日はリモートにて失礼いたします。

先ほどの報告を拝見しまして、区民の意見が31件あったということで、これは他の、こうした区民意見募集と比較して結構反響があったと考えてよろしいのでしょうか。内容を拝見していると、すごく細かく、熱意のこもった意見が多いなという感じがしたのですが、他の案件などと比べて平均的にどうなのか、関心が高いのかというところはお聞きしたいなと思います。

次にワークショップですが、この子どもたちのワークショップを写真付きで拝見していると、すごく有意義な時間を過ごされたのではないかと推察されます。例えば、構成としては何歳ぐらいが多かったのか教えていただけたらありがたいというのが一つです。あとは、成人の会の方もどのような方が参加されていたのか教えていただければ嬉しいです。

どちらにしましてもすごく活発な、もちろんファシリテーターの方がとても優秀だったのかなと思いますが、その場に集まって、全然知らない者同士で、これだけの議論が進んだというのは素晴らしいなと思いました。以上です。

○柿沼委員長

どうもありがとうございました。今の意見、ご質問について、よろしくお願いします。

○佐藤課長

はい。件数の方が31件ということで、区の他の計画ですとか同様の動物関係のプランと比較しましても関心が高かったと考えております。

また、ワークショップの方は、子どもの会では定員に達するような形になりまして、年齢としては小学校5年6年が子どもの会の構成になります。それと、成人の会がどのくらいかというのは。

○徳田副係長

事務局の方からご案内させていただきます。成人の会につきましても、10名参加いただいたというような形になります。構成といたしましては、普段動物ボランティアをやっているような方ですとか、あとは行政に興味がある大学生、そういった方々のご参加をいただきました。以上になります。

○柿沼委員長

濱野委員、よろしいでしょうか。それと、ファシリテーターは専門の方をお願いして、グループワークをさせていただきました。では次に、金木委員、よろしくお願いたします。

○金木委員

私も、31件というのはとても多いと思っているのですね。動物のことを身近に捉えていただいていると思いました。

それから子どもたちのことなのですが、動物のことを考えてもらうということは将来的にとっても大

切なことだと思っているので、この点も大変有意義だったのではないかと考えております。ただ、一つ知りたいのは、成人の会もそうなのですが、動物を飼っている子どもたちや飼い主さんが何人ぐらいいるのかなというのを知りたいなと思います。逆に、飼っていない人が何人ぐらい参加されていたのかなということが気になりますね。興味があります。以上です。

○柿沼委員長

ありがとうございます。事務局の方がおわかりになりますか。

○徳田副係長

事務局の方でわかる範囲でお答えさせていただければと思うのですが、ちょっと子どもの会につきましては動物飼養状況について調査しておりません。

○柿沼委員長

子どもに関してはやはり飼いたくても飼えないという方が4～5名いたかと思えます。

○金木委員

ありがとうございます。それにしても真剣な意見で、お子さん方はすばらしいなという印象を受けました。ありがとうございました。

○徳田副係長

大人につきましては、約半々ぐらいだったというふうに認識しております。

○佐藤課長

飼っている人と飼っていない人が約半々ですね。

○柿沼委員長

ありがとうございました。では続いて藤井委員、よろしくお願いいたします。

○藤井委員

世田谷区獣医師会の支部長の藤井です。

ワークショップの活動報告を拝聴させていただいて、そうよね、ということが往々にありますが、あとは、お年寄りの件であったり、お散歩のマナーであったり、今までも提唱されている内容ではあるのですが、こういう意見があるのを、もっと周知できる活動が必要になるのかなと。せっかく考えていただいたアイデアですから、効果を広げる手はずも今後考えていけばいいのかなと思ってお話を聞かせていただきました。特に質問はありません。以上です。

○柿沼委員長

ありがとうございました。それでは鈴木委員、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員

よろしくお願いいたします。資料を今日初めていただいたものだから、ちょっと精査していないので申し訳ないのだけど、どういうふうに答えたらいいのかなという。事前にいただければ、ちょっ

と精査できたのだけど。

区民意見ですけども、やっぱりどうしても出てくるのは区に対する、これを見てもわかるとおり31件の意見の中で、取組むべき事項についてとかその施策ということに対する意見が多かったと思うのですよね。やっぱり自分たちのマナー云々とか、飼い方の問題とかそういう問題だとか感情的な問題というよりも、やはり区としてそういう問題に対してどういうふうに対応してくれるのか、このプランがどういうふうにかされていくのかといった部分がやっぱり、この31件中の26件、そういった意見じゃないのかなというふうに思っています。これは想像でございます。なんせこの細かいのを今全部読めと言われても読めませんからわかりませんが、そんなところをちょっと感想として思っているところです。以上です。

○柿沼委員長

どうもありがとうございました。資料は事前配布ができておりませんので申し訳ありませんでした。田矢委員、よろしくお願いいたします。

○田矢委員

こんばんは。田矢です。よろしくお願いいたします。

今、私もこの区民からの意見というのを初めて目を通してるところなので、どういったことが書いてあるのかちょっとまだ読んでないのですけれども、17～8年前かな、この最初の条例ができたときに、フォーラムまで参加しています。すごい大きなところで300人、400人が来たような。その時にその場で、挙手で意見をいただいたのをよく覚えているのですが、わかりませんが、それと似たようなことがここに書かれているのではないかなと実は思っています。例えば、区でシェルターを作ってそこで保護をして欲しいであるとか、そういった意見は必ず出てきます。ただ、たくさん意見がある中で、この時代に合った、すごく使えるアイデアが出てくる時があるので、それを見逃さずに、そういった意見を今後は骨組みとして作っていくような形にしていってほしいなと希望します。とかくこういった動物愛護の取り組みの時には、ほぼ保護をしろ、ボランティアに出てきてもらえばいい、ボランティアに通って世話をしてもらえばいい、こっちの方向にどんどん行くのですね、実際ボランティアはみんな民間です。飼い主のいない猫、引き取られて行き場のない犬、こういったものをずっとずっと預かり続けているわけで、今後、高齢者が入院中の動物を、じゃあ預かれとか、高齢者が亡くなったとき、孤独死の現場に動物がいるから引き取れ、こういったことも民間ボランティアさんにどんどん回ってくるような状態になることは、できれば避けなければいけないし、行政とともにこういった、中身を解決する策を作っていかなきゃいけない時代だと思っています。ですから、こういった子どもさんたちとの話し合いも、もっと具体的に、私は実は地域で広げてもらえないかなと思っています。町会であるとか、小学校であるとか、こういったところで、行政や町内会が音頭をとって、一つテーマを決めて参加者を募って、そういった方がその地域の中での問題に着手しながら、

みんなで考えられるような状況ができるのではないかなと思って、そういったことも検討していただけたらなと思っています。以上です。

○柿沼委員長 ありがとうございます。資料については、大変申し訳ございませんでした。では次、田島委員、最後になりますけどもよろしくお願いいたします。

○田島委員

東京都動物愛護相談センターの田島です。よろしくお願いします。

私も、この31件の意見ですか、ざっと拝見しまして、動物行政に関心を持たれている方々のご意見かなと感じておりまして、こういった貴重なご意見を、今回の共生推進プランの策定にあたりまして、できるだけエッセンスを吸収していただいて、よりよいものにしていただければなと考えております。以上です。

○柿沼委員長

どうもありがとうございました。たくさんのご意見が集まってきたので、これをきちんと活かしていくという方向で物事を進められるようにしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。では続いて、行政の委員の方々からコメントをお願いできますでしょうか。挙手でお願いできますか。田中委員、よろしくお願いいたします。

○田中委員

はい、ありがとうございます。

田中委員からもあったのですが、こういうワークショップみたいなものを地区レベルでやっていると理解が広まるのかなあというのはすごく思っていて、私もこの現場には残念ながらいなかったのですが雰囲気はわからないのですけれども、おそらく出た方というのはものすごく理解が深まったのではないかなと思います。単発にするともったいないので、継続的に、何かができるようであれば、いいかなと思うのですけれども。ちなみに経費ってどれぐらいかかっているのですかね、ワークショップは。

○佐藤課長

10万程度です。会場は区の会場を使っておりまして、講師の方の謝礼ですとか。あと、記念日を配らせていただきましたので、そちらで10万程度ってことになっております。

○田中委員

子どもと大人の2回分で10万円ですかね。1回あたり5万円ぐらい。

○佐藤課長

はい、そのとおりです。

○田中委員

そうすると、予算の組み方はあると思っておりますけども、そういったことの見合いで、いきなり全地区ってのは難しいと思っておりますけれども、継続的にやればいいのかないかなというのは私の意見です。



以上です。

○柿沼委員長

どうもありがとうございました。継続的に地域で、地区レベルで進めていくということも、重ねていくということは、次に繋げられたらいいだろうなというのは見ていて感じましたし、各地区でやっつけば、地元の人たちと一緒に何かを取り組むということにも繋がるのかなというふうに感じました。他にはご意見いかがでしょうか。よろしくお願ひいたします、有馬委員。

○有馬委員

保健福祉政策部次長、有馬です。今ちょっと意見を見させていただいて、関心が高いというのはそのとおりなのですが、私が見た限りにおいては、いろんな施策は「総論賛成、各論反対」というものが多いのですが、これだけ賛否が分かれる施策というのはなかなかないのかなと思いました。共生推進と言っているからには、好きな人とそうでない人をちょっと近づける方策をやっぴり考えていかないと、正直いつまでになっても、賛否が分かれる政策になってしまうのかなというのが感想です。以上です。

○柿沼委員長

ありがとうございました。子どもたちのワークショップの中でもやはり動物が好きでない人に対してどういうふうに関わっていくか、その人たちが安心して生活できる環境という話も出ておりましたので、大事なポイントだと思います。ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○濱田委員

玉川保健福祉課長の濱田です。今、有馬次長が仰っていたように、私もちょっとこの意見を今確認したところやっぱり、動物を飼っていらっしやらないような方で、やはりもう少し厳しくですとか、そういう意見も結構出ているようなところがありました。ワークショップでは飼っていない方も半々ぐらいだということも言われていたので、そういう機会を通じて、お互いに理解し合える、そういうマナーですとか、多頭飼育だとかの問題についても、こういうふうに取り組んでいくよという区の姿勢も示しつつ、理解を深めていければいいのかなというふうに感じました。以上です。

○柿沼委員長

ありがとうございました。望月委員はいかがでしょうか。

○望月委員

私も今まで出た意見とほぼ同意見です。せっきくの貴重な機会ですので、田中委員がおっしゃったように、ワークショップについては、各地区でというのは本当に考えてもいいことかなと思いました。以上です。

○柿沼委員長

皆様、ご意見どうもありがとうございました。また今後も、そういったご意見を反映しながら、施策を進めていくことができればと思いますのでよろしくお願いいたします。

では、次の報告事項に移りたいと思います。次第3、(2)世田谷区人と動物との共生推進に関する活動について、事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤課長

それでは資料2-1、世田谷区人と動物との共生推進に関する活動についてご説明いたします。資料をご覧ください。

趣旨ですが、前回の連携協議会で多頭飼育崩壊に至る前に、予防・防止を行うことが重要であり、その活動について、担当委員を選任し、議論をしていくこととされました。予防・防止の活動について、議論を行う分会を、8月31日に行いましたので、その結果についてご報告いたします。

2の議論の状況ですが、予防・防止する活動は地域内で問題を早い時点で探知し、動物関係施策に関わる様々な主体が連携、協力することが重要であり、そのための役割とその活動を担う人材について、分会で議論を行い、世田谷区動物連絡員制度としてまとめました。

3、世田谷区動物連絡員制度について、こちら、細かいところは資料2-2、世田谷区動物連絡員制度について、横のイラスト等が入っているものをご覧くださいと思います。概要につきましては、資料2-2、右下1ページの図のとおりとなります。

世田谷区動物連絡員は各活動地域で、ペット飼育状況等の把握、課題を把握すること。区民からのペット飼育等の連絡に応じ、簡単な案件であれば助言その他援助すること。また、困難な案件であれば、収集した情報を関係機関、行政、町会、獣医師会等と共有することを活動のメインといたします。

活動の詳細は2ページに記載のとおりとなります。2ページをご覧くださいませでしょうか。こちらに活動の詳細ということで記載がございます。3~4ページがその要件となります。区民で地域に根差した活動を行える方を対象としまして、正しい知識を養うために、ちょっと飛んで恐縮なのですが、資料4ページに記載のとおり、区主催のセミナー、勉強会のようなものです、こちらに参加してもらうことを条件と考えております。5ページ目は動物連絡員の想定ターゲット層となります。それから資料6ページ、こちらが分会で議論となった点となります。個人情報の取り扱いに関する点は、例えば民生委員におきましては東京都や区の研修に参加して、個人情報保護等の相談を受けるにあたって必要な知識を得ています。同様の研修を定期的に行い必要な知識を養う勉強会のような形で実施できればと考えております。氏名の公表につきましてはこちらも民生委員の場合では区関係区所管課が、区民からの問い合わせに際してその地域の民生委員を紹介しております。動物連絡員に関しましても、あらかじめ公表可能な連絡先を確認し、保健所で相談者に連絡員を紹介する方法を考えております。また、町会等による推薦枠につきましては、動物連絡員申込書に推薦の記入欄を設け、記入がある場合、かつ推薦を確認できた場合に、先に説明させていただきました要件を緩和したいと考えていると

ころでございます。報告は以上となります。

○柿沼委員長

どうもありがとうございました。では委員の皆様からご意見を伺えればと思いますので、ここでは世田谷区動物連絡員制度について、外部委員の皆さんから順次お願いできればと思います。濱野委員、お願いいたします。

○濱野委員

ご報告ありがとうございました。連絡員制度について、図入りでよくわかりました。連絡員の方はすぐいろいろな活動をされるのだなということが推察されました。

ちょっと質問なのですが、連絡員の相談は必ず保健所を介して行われるということによろしいのでしょうか。

○佐藤課長

こちらの連絡員については、例えば簡単な相談ですね、猫に困っていてどのようなものを置くと猫が来なくなるだろうかですとか、簡単に答えられるような、或いはマニュアルや書類、手引きに書かれたような形で答えられるような簡易な案件につきましては、連絡員の方でお答えいただくような想定でございます。それ以上の困難な案件ですね、例えば高齢の方が、猫を飼われているようだが様子が見えないので心配であるとか、或いは多頭飼育崩壊ではないかとか、それに限らず、困難な案件がある場合は保健所の方にご連絡いただいてコーディネートしながら解決していくような形で考えております。以上でございます。

○濱野委員

そうしますと、保健所でこれは簡易な案件、これは困難な案件、と選別してから連絡員に渡すという方法でよろしいでしょうか。

○佐藤課長

逆に連絡員の方がまず相談を受けますので、連絡員の方で答えられるような簡易な案件についてはそのまま連絡員とその相談者、区民の方でやりとりをしていただきまして、連絡員がちょっと困難な案件だと。判断するようなものでちょっと困ったような案件というのは、保健所の方に相談していただいて、一緒に解決していくというような形で考えております。以上です。

○濱野委員

そうしますと連絡員の方が選別する。これは困難だから相談しよう、というふうに選別するという形になりますか。

○佐藤課長

そうですね。選別と言っても、答えられる簡易な案件であれば連絡員に答えていただいて、少し疑問があれば保健所の方に相談していただくというような形で考えているところでございます。

○濱野委員

最初の窓口が連絡員なので、連絡員ができる範囲でやるということですか。そうすると連絡員がその役割を担っている際に何か問題が生じたとき、もしくは悩みが生じたときに相談できるシステムがあった方がいいのかなと思います。いきなり連絡員が一番初めに相談を受けるとお聞きしたので、すごく困難な案件が、いきなりその連絡員に行く可能性もあるので、そこのサポートシステムがあればいいのかなと、感想ですが、思います。

○柿沼委員長

どうもありがとうございました。その点に留意してきちっと書き込んでいくという形をとっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。では続いて、金木委員、お願いいたします。

○金木委員

連絡員さんのほうに相談があるということなのですが、簡単な案件は少ないような気がして、危惧しております。それから相談というのは、相談者の方の私生活の部分の説明とか、事情とか、そういった部分のお話を伺ったり先方から聞いたりというようなことが多いですね。ですので、新しく開発をするということで個人情報観点から細心の注意が必要なのだろうと、ちょっと重い気持ちになっております。わんわんパトロールというのは各地で存在していますので、こちらと協力・連携するということは非常にいいと思います。以上です。

○柿沼委員長

どうもありがとうございました。個人情報の管理について何か追加することはございますか。

○佐藤課長

個人情報の管理につきましては、登録をしていただくときに事前の研修というような形で個人情報の扱い方ですとかを説明させていただきます。また毎年研修を行って、その中で勉強会のような形で、質の向上、維持というのを図っていきたいと考えております。またお悩みのことがあれば、区の保健所の方にご相談いただく形でサポート体制をとりたいと考えているところでございます。以上です。

○柿沼委員長

ありがとうございました。金木委員、よろしいでしょうか。

○金木委員

はい。ありがとうございました。

○柿沼委員長

どうもありがとうございます。では続いて藤井議員、よろしく願いいたします。

○藤井委員

はい。獣医師会の意見としてお話をさせていただきますと、考え方は非常にいいのかなと思います。ただ、どのレベルというか質を、指導講習を受けたセミナーを受けた人たちにお任せできるかなとい

うところは、ちょっと慎重にやらないといけないのかなというところがあります。そのハードルとか知識の質とか、これって僕ら獣医師、僕は一般の診療施設の院長をやっていますので、飼い主さんからの相談というのは、日頃やっているようなことで、そこには専門的な知識であったりとか、経験であったりとか、他の人はこうしていますよ、みたいなアドバイス等々があるので、右から左にこういうこと言われましたって全部保健所さんとかそういう行政の方に、意見が流れてくるだけの人たちとして、アドバイスはいらぬ、ちょっと難しいからそれは保留にしといて、何かあったら連絡くださいという形の人であれば安心して、セミナーや講習会ぐらいでいいのかなと思いますが、もうちょっと困ったことに対して、相談を受けた場合に、その返答することに責任が持てるのか。例えば、僕らが獣医師として国家資格も得て、そこまでに到達するための勉強もして、返答する一言と、セミナーを受けたからと言って返答する一言とでは重みが違う、やっぱり責任感が違うのかなと思っていますので、そこら辺の選別は非常に、シビアにしていけないといけないのかなと。逆に、ただシビアにしすぎるとじゃあ何で私にやらせてくれないんだとか、そういうことにもなりかねないので、慎重に精査していった方がいいような気がしました。以上です。

#### ○柿沼委員長

ありがとうございます。ライセンスを持っているということの意味だと思いますけれども、どこで線を引くかということは、また詰めていきたいと思っておりますので、その時にはまたご相談させていただくかもしれません。よろしく願いいたします。では続きまして、鈴木委員、よろしく願いいたします。

#### ○鈴木委員

私の方からは2点ほど。1点目は、2ページに書いてございますように、収集した情報を関係機関と共有する中で、行政は共有するのは当然だと思うのですが、ここに町会というのが出てきておまして、町会に流れてくる情報、或いはそれを共有する内容というのは、実際どんな内容なのか。プライベートな個人情報等とかもあるだろうし、町会として共有する情報というのはどういう範囲なのか。それをどういうふうな形でどこに下ろしてくるのかっていった問題ですね、その明確化というのが、やっぱり町会からすると、大事なところかなと思うし、共有した情報をどういうふうに相談の中で生かしていくかという部分にも議論があろうかと思ったり、なかなかそこは運用が難しい部分があるのかなということを感じるところでございます。

もう1点は、ちょっと先走って申し訳ございませんが、資料3-1の8ページ、動物連絡員の任命人数。希望人数ですか。令和5年から始まっていて令和13年、8年後に56名を目標に設定されていますね。町会なんかでも今、町総連に加盟しているのは194町会・自治会あるのですよね。5支所の中で、28地区があるわけですね。さて、その中で、8年もかけて、56人しか目標設定ができない。この考え方は、どこから出てくるのかなというところが、ちょっと先走って申し訳ないのです

けど、その2点をちょっと感じたところです。以上です。

○柿沼委員長

ありがとうございました。2点目については後程ご回答いただくという形でもよろしいでしょうか。今、町会との繋がりということでご質問いただいたと思うのですが、2点目については後程ということで町会の役割をどうするか、どこで線引きをするかというところについてのコメントをお願いいたします。

○佐藤課長

収集した情報が何でも町会に行くというのは町会さんの方でもなかなか困難な面があると考えております。まず行政の方で情報を得まして、その中で、例えば町会さんと一緒に見守りですとか、或いは一緒にやっていくということがよかろうと思われる案件、或いはその横に書いてある獣医師会さんのお力を借りて、一緒にやった方がいいと思われる関係に関して、共有するようなイメージでございますので、すべてを共有するということはしないような形で、今後整理していきたいと考えております。以上です。

○柿沼委員長

ありがとうございました。まだ皆様方の意見を聞きながら、どこでどういうふうに作っていくかということは考えていくことになると思います。では続いて田矢委員、よろしくお願いいたします。

○田矢委員

私は強くこの連絡員制度にこだわったのですが、こだわった言葉があって、最初、行政の方では「動物相談員」という表現だったのですね。私は、この相談を受けることについて専門的になっては困ると逆に思ったので、「連絡員」に絶対してください。ただの「連絡員」でいいですよ。

要するに、地域の問題を受け取った方が、各専門分野にパスする。その連絡員の方です。

これ何が必要かという、実際私は、飼い主のいない猫対策で、地域の中で住民の方々や町会とともに、その例えば区議さんとかも一緒に活動しています。その中で出てきた人たちがもう実際この4～5年で10名以上いるのですね。そういった人が何をしているかという、町内会で、言い方が悪いのですが問題となっている家屋、例えば町会長さんが、あその畑に猫がうんちをいっぱいして困っているんだよというような話を、その担当者に自然となった、自転車で通うような主婦の人たちが、「おばあちゃん最近どうなの」とか言ってただ聞きに行く、そうしているうちに、地域の問題を、その人に、みんなが声をかけて、あそのおばあちゃんが死んだらしいと。行ってみてくれないかと。これ全部実際あった事例です。その町会は亡くなったおばあちゃんの猫を町会長さんや区議さんと一緒に、貰い手を見つけたみたいな話になっているのですね。地区で解決ができていく中で、パイプになって話を通していく、さっきのその個人情報とかの話ですが、飼い主のいない猫対策においてもそうなのですが、一般社会には秘密。でも地域では、見えちゃうんです。なので、その個人情報云々

よりも問題が先に見えてくるので。あそこの家がもうごみ屋敷で、猫が溢れかえってもう近所迷惑で大変だ、おばあちゃんが亡くなっている、何とかして欲しい、こういう話がどんどん来てしまうので、例えば、この連絡員制度を作ることで、これは来年にでもまた提案をしようと思っているのですが、高齢者が介護保険入るときに、カードを書いて、入院するときにはこの方に頼むであるとか動物病院がここに行っていたりとか、そういったカードをこの連絡員とその福祉の方の人たちが共有できるような感じにどんどんしていけるようになれば、いざ孤独死になったり、いざ亡くなっちゃったとかあったときに、全部ボランティア頼みになっては本当に困るので、その連絡員さんが先に先にやることで、地域で解決ができていくのですね。実際できてきているのです。

こんな方々はいないと思われるかもしれないけれど、もう実際います。共通するのは、知識じゃなくて、何というのか、声をかける愛想ですね。要するに、誰にでもこんにちはと言える。それからある程度の常識があり、秘密にしなきゃいけないところはちゃんと守れて、それが行政との連絡もちゃんとできるという方々で、決して動物が好きな人がやっているわけでもないです。こういった方々が実際今いるので、これを使わない手はないなと私は思っています。

さっきちょっと質問があったと思うのですがけれども、私はその8年間で50何名という前に、範囲決めというのを今後どうしていくのかを聞きたいなと思います。町会単位にするのか、それとも何か、人口で、世帯数とかでやっていくのか、そういったこともちょっと聞きたいなと。

○柿沼委員長

ありがとうございました。今のご意見は承りましたが、その範囲決めについてということでお願いいたします。

○佐藤課長

はい。先ほどの鈴木さんからのご質問にもありましたように、56名ですね、まちづくりセンターは28ヶ所で、それぞれ2名というところを出した数字ではございます。今後田矢委員のご意見も、承って今後どの範囲決めをしていくかというのは、関係者の方と相談しながら、決めていきたいと考えております。以上です。

○柿沼委員長

どうもありがとうございました。では最後に田島委員からよろしくお願いいたします。

○田島委員

はい。私も実際分会に出席しておりましたけれども、今回の資料2-2の6ページ、最後になりますかね、先ほど委員からご質問があった件の再度の確認なのですけれども、②の部分で、連絡員の氏名等の公表についてというところで、一応このテキストベースですと、相談者からの問い合わせに応じて、保健所で相談者に連絡員を紹介するって形になっているのですが、先ほどお答えいただいた内容ですと、その端緒といいますか、区民が直接連絡員の方に連絡ができるようなお話と聞いて、結局

公表可能な連絡先なので、要するに個人の携帯電話番号ですとか、そういった情報を公表するってことになると、いろんな方がいらっしゃるので、24時間ひっきりなしに電話がかかってくるというようなことも考えられるのですが、その整理はどうされるのですか。

○佐藤課長

事務局の方で、案として考えている段階では、まず連絡員の方にご意向を確認しまして、その連絡先を例えば相談があった場合に、公表してよろしいか。その時にこの番号或いは、FAXとか電話ですとか、そういう手法ですとか何時から何時まで可能かというところで、それを相談者の方のみにお答えするような形で考えております。以上でございます。

○田島委員

そうしますと、この概要のフローで言いますと、最初の①連絡・相談というところで、連絡員のほうに区民から矢印が流れているのですけれども、①の連絡というのは、保健所といいますか行政の方に行く流れという形になるのですかね。

○佐藤課長

そうですね。そのフローについて改めて整理いたします。整理した後でまた報告させていただきます。以上です。

○田島委員

同じく資料2-2の6ページ③なのですけれども、町会等による推薦枠の設定の、この「等」というのは、具体的にどういった団体、組織体なのでしょう。

○佐藤課長

「等」の中には町会・自治会というような形で考えて、その中の、等ということで考えているところがございます。

○柿沼委員長

よろしいでしょうか。ご指摘どうもありがとうございました。フローについてはもう1回詰めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

では、続いて、行政の委員の方から何かコメント等ございますでしょうか。挙手をお願いいたします。田中委員よろしく願いいたします。

○田中委員

保健福祉部田中です。初めての仕組みなので、これ非常にいいと思うのですが、最初にいろいろルール決めとか、田中委員からもパスする人だというお話もあったので、そういう守備範囲はどう決めていくのか。決めなきゃいけないことがたくさんあって大変かと思うのですが、私民生委員の担当しているのですが、書き方として民生委員さんって今、非常にやったださる方が、なかなか見つからないという中で、苦労している部分があるので、動物版民生委員という書き方をすると、



もしかすると、これものすごく大変なんじゃないかしらみたいな印象になっちゃうと、それはそれでちょっとなり手の確保が難しくなるかなと思っているので、どういったバランスで、区民の方にご説明していくのかというのが、すごく大事なかなと思います。ただこれを読むと、登録要件を抑えればいいのか、パスする人であれば、パスしてくださいよみたいな書き方ですとか、その辺の工夫をさせていただくことで、増えるのかなということです。あと人数については、後程議論なのですかね。やりたいたいという方がいっぱいいらっしゃったら、いっぱいやっていただいていると思うので、目標値としての上限はあったとしても、どんどんこういう方を増やしていくのが大事かなと思って、これはだから、50何人とかじゃなくて、100でも200でもいいと思うのですね、ちょっとその辺の考え方を後でお聞かせいただければと思います。以上です。

○柿沼委員長

どうもありがとうございました。では事務局お願いいたします。

○佐藤課長

動物版民生委員という言い方、こちらは例えば今後、事業を始めるに当たりましては、名前、例えば動物版民生委員という名称につきましてももっと親しみやすいものにするですとか、そこも含めて言い方は考えて参ります。民生委員という言い方が、イメージがつきやすいのかと思いついて、使ったところではございますが、実際に事業を始めるに当たりましては、改めて名称は考えていきたいと考えております。人数につきましては、これから範囲ですとか、関係者の方のご意見やお知恵をいただきながら、決めていきたいと思っております。そこで人数は何名いてもというところはあるのですけれども、逆に目標の数値として、どのぐらい達成するかですとか、そこも含めて、人数をどうしていくかというのをちょっと関係者の方とお知恵を借りながら決めていきたいと思っております。ちなみに被災動物ボランティアの方は、現在140名程度いるような状況でございます。以上です。

○柿沼委員長

どうもありがとうございました。他には。はい、有馬委員よろしくをお願いいたします。

○有馬委員

保健福祉政策部次長有馬です。私のところではいわゆる地域包括ケアシステムを担当して、身近な場所へ相談できて解決するというような仕組みです。例えば介護保険であればあんしんすこやかセンター、保育園の入園であれば保健福祉センターでわかりやすいのですが、今問題になっているのは複雑複合的な課題ということで、例えば8050みたいな法令等、ひきこもり。ダブルケアヤングケアラー、いわゆるごみ屋敷。多分ここに出てくる多頭飼育というのも、同じような案件だと思っています。で、ここの難しい案件は保健所ということで、保健所がペットの対応は専門的にやられるのかなと思うのですが、結局、ペットの対応をしたからといって、人の問題は解決しないと思うので、多分この人をどう支援するかというのはちょっと区としては今後考えていかなければいけない

かなと思っています。この早期発見の仕組みというのは、とてもいい仕組みだと思ひまして、多分この仕組みは行政というか町で抱えている課題の、あらゆる課題を解決するための応用が利く仕組みだと思いますので、ちょっと私たちもこれ考えさせていただきながら、仕組み作りをさせていただければと思います。以上です。

○柿沼委員長

どうもありがとうございました。他にはいかがでしょうか。濱田委員、よろしくお願ひいたします。

○濱田委員

保健福祉課の濱田です。田矢委員が言っていたように、やはりこれ、相談員ではないというところを、やっぱり強調するのであれば、いかにこう発見したらバスを速やかに出していくのかというところを考えると、先ほど田中委員もお話していたように、どんどん増やしていくようなことが必要なのかなと。

あんまりやっぱり相談員がちょっと4ページに言葉が残っていたりしますけれども、何かそこはむしろ、相談ということよりも、何かそういう地域の課題を発見する人みたいな形で位置付けていくような意味合いにした方が、より早期発見につながる。あと、やっぱり相談をさせるということを前提にしてみると、やっぱり重荷になってくるのだろうなと。個人情報のお話もありましたけれども、そういう点も含めて考えると、もう少し整理してもいいのかなと思ったりしました。仮にその相談ということ、むしろしていきたいというような方がいるとすれば、また何かそれは、その連絡員を統括するような、何かスーパーバイザーのような位置付けの人が、或いはそのボランティア団体の中でそういう方がいるのは、ありなのかなというふうに感じました。ちなみにこれは報酬だとかは出ないという扱いでしたっけ。

○佐藤課長

今のところ、報酬は考えていないような状況でございます。

○柿沼委員長

どうもありがとうございました。望月委員はいかがでしょうか。

○望月委員

ご指名ありがとうございます。ボランティアの仕組みってたくさんありまして、ボランティア協会で行っていたり、社会福祉協議会で募集していたり、あとシニアボランティアの制度とかも、65歳以上の研修受けた方が、受けられるということで、例えばシニアボランティア等は、1時間につき50円ということでそれを貯めて、ということがあります。

ここで、ポイント3単位は何かに使えたりとかではなく、3単位あったら連絡員になるということだけですがもんね。何かこれで単位を貯めてということができるとやる気につながるかなと思ひました。以上です。

○柿沼委員長

委員の皆様、どうもありがとうございました。事務局は今出てきた様々な意見をいただきましたのでそれを参考に、また、連絡員制度についてブラッシュアップをしていただければと思います。よろしくお願いたします。

では協議事項に移りたいと思います。次第3（1）世田谷区、人と動物との調和のとれた共生推進プラン改正案について事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤課長

それでは資料3、世田谷区人と動物との共生推進プラン第2次案についてご説明させていただきます。資料3-1、緑色の資料をご覧ください。1、趣旨及び2、共生推進プラン改定の体制・経緯については記載のとおりとなります。続いて3、素案についての主な意見及び4、素案から案への主な変更点について、こちら個別にご説明いたします。

まず（1）につきましては、新たに目標1、区民と動物が安心できるコミュニティの形成の目標としているアンケートが、犬の飼い主を対象としていたため、飼い主以外も含めた別のアンケート等による新たな指標にすべきというご意見がございまして、こちらのご意見を受けまして、区政モニターという制度が区の方でございますので、こちらでアンケートを実施し、ペットを飼っている人と、飼っていない人がともに地域社会で安心して暮らせる生活環境が実現できていると考える度合いを、定数化し、評価指標といたしたいと考えているところでございます。資料3-3、ホチキスで留めてある共生推進プラン案の該当ページは8ページとなります。

また、目標2、人と動物との共生推進事業の推進の目標は、素案の方では多頭飼育崩壊時の活動ボランティアの助成件数としておりましたか。多いのは望ましいことではございませんので、新たに募集する、予防・防止に関するボランティアの動物連絡員の登録人数に変更いたしました。その中で、人数につきましては、ただいまご意見いただいたところでございます。これから関係者の方々のご意見お知恵をいただきながら、精査して検討をして参りたいと考えております。私からは以上となります。

○柿沼委員長

ありがとうございます。ご意見についてはまた後程、まとめてお伺いしたいと思いますが、（1）の今の説明について、確認しておきたいこと等がございましたら、挙手をお願いいたします。藤井委員、お願いいたします。

○藤井委員 ザーッと流れで今聞いていたので、修正するのは赤字のところを修正するということよろしいのでしょうか。

○佐藤課長

そうですね、赤字の部分が素案から修正した部分となります。申し訳ございません。

○柿沼委員長

ご意見はまた後程まとめて伺いたいと思います。では、次に移っていただければと思います。

○佐藤課長

はい。それでは緑色の紙、資料3-1の3の部分に戻りまして、3、素案についての主な意見の(2)でございます。こちら連携協議会の方からいただいたご意見となります。

ご意見の指摘を受けまして、先ほどご説明させていただいた、動物連絡員制度を創設することといたしました。資料3-3、推進プランの該当ページは8ページ、それから37ページ38ページの部分に、こちら説明というような形で入っております。37ページの(2)の①のところ、こちらに動物連絡員制度ということで、入れさせていただいているところでございます。

○柿沼委員長

お目通しはいただけたでしょうか。8ページの37、38ページのご確認をお願いいたします。赤字のところは修正点になっております。何かこれについてご意見ではなくてご質問、確認しておきたいことがあれば、挙手をお願いいたします。よろしいでしょうか。では続きの説明をお願いいたします。

○佐藤課長

続きまして最後の(3)につきましては区民意見募集及び区民ワークショップでの意見となります。プランの普及啓発とあわせて、地域猫活動、動物ボランティアの活動、動物由来感染症等の正しい知識の普及啓発に力を入れるため、動物連絡員との協働及びSNS等の積極的な活用により、普及啓発活動に取り組んでいることを新たに記載いたしました。資料3の3、共生推進プラン案の該当ページは、42ページとなります。

○柿沼委員長

42ページをご確認いただき、赤字部分をご確認いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは続きの説明をお願いいたします。

○佐藤課長

かしこまりました。そうしましたら、こちらの5、改定内容、それから6今後のスケジュールになります。こちらの方は改定の内容、かなりのボリュームになっておりますが、別紙1概要というのが、小さくて大変恐縮ですがプランについてまとめたものになります。それから、資料3-3、こちらが修正後のプラン案ということになります。先ほど委員の方からご質問ございましたように、赤字の部分が改定した部分ということになります。また6、今後のスケジュールですが、こちらは、また改めて1月に人と動物との共生推進のための連携協議会、それから2月に区議会の方の常任委員会での報告、それから3月に共生推進プランの策定という形で予定をしております。私からの説明は以上となります。

○柿沼委員長

今ご説明があった5の改定というのは、緑色の紙の次に挟んであったこの四角い枠が書いてある資料

の、裏面の赤字部数が修正となります。よろしいでしょうか。

では、駆け足になってしまいましたが今ご説明がありましたところについて、この共生推進プラン案の素案からの変更点について、外部委員の皆様からご意見をいただければと思いますので、最初に濱野委員、お願いいたします。

○濱野委員

変更点で、やはり先ほどの動物連絡員の活躍は期待されているのかなと感じました。いろんな委員の方がおっしゃったように、やはり相談となると活動の敷居が高くなるけど、連絡員としての役割というのは、そこにフォーカスするとすごく重要なのかなと。このSNSの発信など、何か課題が起こる前に予防として連絡員が活躍する、もしくは何か課題が発生したときに、それを早期発見する。そういう役割であればとても今までの話を聞いていると活躍されていくし期待されていく役割になるのかなと思って理解いたしました。感想になりますが、以上です。

○柿沼委員長

どうもありがとうございました。では続きまして金木委員、よろしくをお願いいたします。

○金木委員

43ページの、獣医師会に所属しているというところなのですが、これ、例えば獣医師会に所属していない動物病院との連携というのは不可能なものなのでしょうか。基本的な質問で申し訳ございません。

○柿沼委員長

すみません、もう一度確認させていただきますが、43ページの赤字ではないところですよ。ポスター広報の下のところですね、獣医師会に所属する動物において、の部分ですね。

ありがとうございます。こちらは、修正案の部分ではありませんけれども、この部分はどうか。

○金木委員

やっぱり多くの方で解決していったほうが良いと思います。ですので、獣医師会に所属していない動物病院は対象にはできないかと思いました。それから、一連の今までの多頭飼育崩壊ですとか高齢者の問題なども、まず多頭飼育崩壊はまず飼い主の説得とか、一歩間違えると不法侵入になるとか、今の法律では解決は非常に厳しいのです、早急な解決はなかなかできなくて、海外にあるようなアニマルポリスの設立が一番いいとは思いますが現段階では難しい。ですが、動物問題の基本的な課題として、皆さんで常に念頭に置きながら、解決していくことが必要になっていくかと思います。高齢者問題、長寿になって自身の健康問題ですとか体力から、動物のお世話ができなくなる、ネグレクト状態になっている犬猫が今非常に多いのですね。相談を受けるケースで。センターにも、問題行動犬ですとか、脳疾患の犬とかそういった動物がとどまっているのですよね。この子たちの保護には、専門

的な知識ですとか、そういったことが必要で、ここに対しての難しさを感じるのですね。とにかく増やさないということで、最初から私は申し上げているのですが、無料で不妊助成をするということにしてしまえば、数が増えないわけですから、区民の方からの苦情なんかも必ず少なくなるはずなのですよね。そういった根本的なところをもうちょっと掘り下げていった方が解決は早いのではないかと思います。

それと、ボランティアは世田谷に特に猫の場合は多くいるのですが、非常に危ういケースが多くて、例えば私どもの会の方でちょっと話し合ったときに、ボランティア一人に対する保護数を、具体的な数字で括ることは不可能かというような意見が出ておりました。愛護法にもそれなりではあるのですがもっと身近な案を世田谷で、狭い範囲なので、案がつかれないものかと思います。

ボランティア団体へ体験参加みたいなことを考えるのはいかがでしょうか。そうすると実際に注意点ですとか各問題点が理解できると思うのですね。なので、参加経験のある方が、相談員になっていただくとう心強いかなと思いました。以上です。

○柿沼委員長

どうもご意見ありがとうございました。獣医師会については、事務局の方からよろしく願いいたします。

○佐藤課長

ご意見として承りました。以上です。

○柿沼委員長

ありがとうございました。では、続きまして、藤井委員、よろしく願いいたします。

○藤井委員

今回の赤字のところだけを抜粋して読ませていただくと、世田谷区動物連絡員を、新たに設立。そのシステムを確立するという内容なのかなと僕は理解したのですが、先ほど田矢委員のおっしゃっていたことと、僕はもう連絡じゃなくてその相談窓口になるのかなと思ったのですが、本当に田矢委員がおっしゃるように、地域の隅々に関係性を構築した人たちが、気軽に連絡を、こういう人とこういうことがあったよとかいう連絡員を、区内にいっぱいいてもらえるようにするのは非常にいいのではないかなと思ひまして、ちょっともう少し、いろいろ飲み込まないといけないという表現がいいのかわからないですけども、考えないといけないところはあるかもしれませんが、この方針には僕はよろしいのではないかと、賛成と思ひます。以上です。

○柿沼委員長

ありがとうございました。もう少しブラッシュアップはしていくけれども、大筋は良いということでもよろしいでしょうか。はい。では鈴木委員、今回の特に素案からの変更点についてのコメントをいただければと思ひます。よろしく願いいたします。

#### ○鈴木委員

それでは私は45ページのあたりの部分でございますけども、寄付金制度の導入検討ということになっておりますが、これも大事なことだなという思いを持っております。単なる寄付金制度という単純なものじゃなくて、寄付したらどうなるかという、損得勘定の問題じゃないですけども、結局、どうやって寄付金を集めてくるのか。それはやっぱり広く共生社会の認識という部分の広報を含めながら、進めていくのだろうなと思うのですが、単純にその目的性というものをしっかりと、何のために使うお金なのか、それが寄付金としてどういう形で品として積み立てていくのか、いろんな積立方法また運用方法、活用方向それぞれあるかと思っておりますので、もう少しこの部分については、中身の検討をしていただくことと、あとはやっぱり寄付してくれた方々に対する姿勢というので、それは金銭的なや物的なことじゃなくて、何らかの形で、そういうものを感謝の意をあらわせるようなものも並列的に考えていくようなことも必要なのかなというふうに思いますし、例えば獣医師会の備品の前に募金箱を置いてもらうとかというのもそういうのもあるでしょうし、いろんな方法論があるのでこれからも区の方で検討していただけたらよろしいかなと思います。そのように感じました。以上です。

#### ○柿沼委員長

誠意をもって寄付をしてくださった方に返すということ、とても貴重なご意見ありがとうございました。では田矢委員、よろしく願いいたします。

#### ○田矢委員

42ページとか、それからこちらの、飼い主のいない猫対策の推進、地域ねこ活動の推進普及啓発、これ継続となっているのですけれども、45ページの赤いところで、動物連絡員ができれば、その人たちが一応普及啓発等も活用する取組みというようなものが追加になっていますけれども。

これはちょっと質問なのですけれども、この継続の内容が、今、現状と全く変わっていないので、これを改善する余地があるのかというのが一つの質問と、耳の痛いお話をさせていただきますと、私たちボランティアは、区の獣医師をあまり使わずに、よそへ行ったりする方が非常に多いです。例えば杉並だと0円で手術ができるところがあるので、そこへ行ったり、二子玉川の方々は川崎の方に行きます。深沢とかそちらの方たちは大田区に行ったりしています。だから、実質、世田谷区内でのこの助成金を使って手術をするボランティアというのはほぼいません。こういった不思議な現状が事実あるという言葉、皆さん知っていただいて、今後は、地域の中で、もちろん、例えば世田谷区の例えば桜新町とか桜の中に獣医師さんがいるわけですよ。その獣医さんをちゃんと使うようなシステムが私は一番理想的であって、その地域の中で、獣医師さんがやっているところを使って手術していくという形ができていけばいいし、それもできれば、野良猫に関しては新たな助成金制度を設けて、1匹につき幾らという形ではなく、新たな、またいろいろ考えてアイデアを出そうと思うのですけれども、そういった形にしていかないと、野良猫の問題ってやっぱりここが一番ネックで、必ず質問が

起きてくるという、お金がない、どうしたらいいか、そういった話が必ず出てきて、実際その認知症のおばあちゃんとかで、えさをあげていて増やしちゃったりする人はお金を出せません。生活保護を受けている方が増やしちゃった例もあって、この方々は手術代を出せないで、じゃあどうしているかという、私たちが集めるしかないという現状があるのですね。どうやって集めるかという町会から、声をかけてもらったり、地域にポスティングをして寄付を集めたりという形でやっていくので。ただ、世田谷区の周りの地域、新宿区、太田区、杉並区、港区全部0円で手術をやります。ほぼ。だから、そういうシステムが世田谷区には1件もないので、実際はそういった何か特典でもいいので0円のできる形というのが、世田谷区にはないのでそれを作ってくれとかというのではなくて、少し変えていく努力をしていければなと私は思います。

○柿沼委員長

事務局、よろしくお願いいたします。

○佐藤課長

他自治体の取組みも参考にしながら、地域で活動をいただいている区民、それからボランティアの方、団体にとってですね、使い方への良い制度となるように検討を進めて参ります。よろしくお願いいたします。

○金木委員

すみません、ちょっと補足でお伝えしたいのですがよろしいでしょうか。

○柿沼委員長

金木委員、よろしくお願いいたします。

○金木委員

猫なのですけれども、相談のところ、雄は子どもを産まないという理由で、飼い主さんの責任感が緩んでしまっていて、未去勢の場合は、室内でマーキングを行うので、外に出してしまうのですよね。それで、繁殖期になると鳴き声がすごいので、鳴き声の苦情というのがあると思うのですね。ですので、手術をしまえば、そういったトラブルがなくなるのと、室内で飼育することも可能になるのですね。

田矢委員がおっしゃったように、やっぱり飼い主さんが、費用の面からどうしても手術はできないということで、これもやはり無料で手術ということになれば、こういった問題は本当に減ってしまって、結局今のこの問題は後手後手に回っていると思っています、早急に対策が必須と思っています。世田谷区の予算で、出ないことはないと思うのですね。それが知りたいところです、他の区ができていのに、世田谷区が無料化をできないのがというところがむしろ不思議に思っています。

犬の鳴き声というのはほとんどの場合は要求吠えなのです、お散歩に連れていっていないですとか、そういったことを見直すべきじゃないのかなって。そういった場合ドッグランが有効です。運動不足



であったり、飼い主さんがお勤めで家にいないですとか、そういったことで無駄吠えをしますので、運動をさせるという意味でも、ドッグランは必要と思います。

すみません、途中で申し訳ありません。以上です。

○柿沼委員長

ありがとうございました。ご意見は承りましたということで、次に、田島委員。また戻りますけども、共生推進プラン案の草案からの変更点についてのご意見をいただければと思いますのでよろしく願いいたします。

○田島委員

変更点といいますか、まず目次のところ、章立てがすっきりと整理されまして、世田谷区さんが考えてらっしゃる流れがよくわかる形になって、よかったなと思っております。特に、第5章の区の取り組むべき事項の項番5ですね、目標達成のために取り組むべき事項ということで、連携フロー図がですね、こちらの方に移設されまして、関係機関との協力体制の構築という形で明示されましたので、特に、この部分は非常にすっきりして、収まるべきところに収まったなという印象を受けているところです。以上です。

○柿沼委員長

どうもありがとうございました。確認もまたありがとうございました。では、行政の方からご意見ありますでしょうか。この素案からの変更点について、コメントご意見をいただければと思いますので、挙手をお願いいたします。有馬委員、よろしくお願いいたします。

○有馬委員

保健福祉政策部次長有馬です。45ページの寄付金の話ですけども今、様々なご意見の中で、結局この事業を成り立たせるためにはお金が必要だという話があり、私は直接の担当所管ではないのですが、多分悩み事としては、ペットのために公費をどこまで入れていいのかというのは、とても悩むと思うのです。ペットを通じて、人に何かこう、影響を及ぼすということで、もしかしたらその不妊治療とかにうまく出したのかもしれないけど、多分そこら辺は多分担当所管は悩むのかなと。そういった意味では、ペットを飼われている方はよりよい生活を共生社会をとというのに賛同していただいて、こうした寄付が集まって、それが世田谷区におけるペットの共生推進に向けて使うとなると、そこら辺の悩みというのは大分減るのかなと、どのぐらい賛同する方がいるかわかりませんが、多分私もこれだったら賛同しそうかなとは思いますが、それは個人の意見ですけど、そういった意味ではちょっと是非ともご検討いただいて、より良いものを作っていただければと思います。以上です。

○柿沼委員長

どうもありがとうございました。他にはいかがでしょうか。行政の方、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。では協議の内容、今お話いただいた内容ということは、協議した案の内容

についてはご了承いただいたということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

事務局は、委員の皆様の了承が得られましたので、ご意見を基に共生推進プランを微修正していただいて、進めていただければと思います。

次第3、(2) その他ですが、事務局からございますでしょうか。

○佐藤課長

特にございません。

○柿沼委員長

ありがとうございます。では次に、次第の4のスケジュール、予定について事務局から説明をお願いいたします。

○佐藤課長

それでは今後のスケジュール、予定についてご説明いたします。資料4をご覧ください。3回目でご説明してありました日程から修正はございません。次回は令和5年1月下旬の開催を予定しております。年が明けましたら日程をご案内したいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○柿沼委員長

ありがとうございました。

次第の5、閉会に移りたいと思います。本日はお忙しいところ、長時間ありがとうございました。また急に冷え込んだ中、夜間にお越しいただきどうもありがとうございました。協議会としてはたくさんご意見をいただきまして、それを含めて今後にまとめていきたいと思います。

冒頭にも申し上げましたが、不穏な時代になっておりますけれども、動物と人の良い関係というのは私たちの心を明るくしてくれるものだというふうに信じておりますので、これからも世田谷区として、この案を進めていきたいと思います。よろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。お寒いので、お気をつけてお気をつけてお帰りください。